

●香川県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年9月3日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 津田川島線（2号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面字東碎石 2738番1地先から	前	11.8~72.5	270	平成26年香川県告示第 227号で変更した区域の 一部の供用開始及び余剰 地の不用物件化
さぬき市大川町田面字東碎石 2944番1地先まで	後	11.8~72.5	270	

- 4 供用開始の期日 令和元年9月3日